

尼崎市産業振興基本条例 逐条解説

〔第3版〕

【はじめに】

本市の産業政策は、平成6年3月に策定した「新たな尼崎産業の長期振興ビジョン」に基づき、様々な産業振興施策に取り組んできたところですが、社会全体が成熟し、少子高齢社会や人口減少に向かうとともに、経済活動そのものも大きく変化している中、理念の策定を行う必要がありました。

そのため、平成25年6月に学識経験者及び関係団体から意見を聴取する場として「尼崎市における産業労働に関する研究会」を設け、本市における産業、起業及び雇用就労に関する現状や課題の整理を行い、各種団体とも意見交換を行いました。

平成26年2月には、その整理した内容を踏まえ、本市の付属機関である「尼崎市産業問題審議会」に対して、(仮称)尼崎市産業振興基本条例(骨子)策定についての諮問を行い、学識経験者、市議会議員、市民及び産業関係団体の代表による様々な議論や検討を行い、平成26年6月20日付で答申を受けました。

上記答申内容を踏まえ、平成26年10月に「尼崎市産業振興基本条例」を定めました。

本条例は、地域経済の持続的な発展を目的に、これからの本市産業の振興に係る拠りどころとして制定したものであり、その柱として、大きく3点、産業の振興、起業の促進及び雇用就労の維持創出に関する基本理念を定め、また、その理念にのっとり、事業者、産業関係団体等、市民の役割及び市の責務といった産業振興等への関わり方についてのエッセンスをとりまとめています。

今後は、これに基づき本市産業の持続的発展に向け、経済全体の動き、また、国、県、産業関係団体等が取り組んでいる施策等も鑑み、必要に応じ、本市における産業振興施策の再構築を行い、選択と集中の観点から、タイムリーに施策を講じていきます。

今回制定しました条例について、研究会や審議会でとりまとめた内容や本市の産業振興に関する考え方を補足し、事業者、産業関係団体等及び市民の皆さまによる理解を深めていただくため、条例の逐条解説を作成し、本市における産業振興等についての考え方をまとめました。

なお、産業振興の基本理念については不変的なものですが、文言については、時代とともに変化することもあり、本逐条解説については、適宜、その時代にあった言葉を取り入れることで、今後とも時代にあった解説となるよう努めていきます。

平成26年11月